

広島県告示第三百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十五年五月九日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年四月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

広島循環線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備考
	新	旧	
福山市内海町字浜沖八八番五四地先から 福山市内海町字浜沖乙二八番一地先まで	一三・七〇 〇 一七・九	七・三〇 〇 七・八〇	敷地の幅員 (メートル)  延長 (メートル)